

[事案 2020-313] 新契約無効請求

・令和3年10月26日 和解成立

<事案の概要>

年金開始時期が自分の意向と異なっていること等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年8月に契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)60歳から年金が必要と考えて契約したが、実際は70歳から受け取る内容であった。
- (2)記入内容が違う2枚の契約申込書控が手元にある。
- (3)契約後に保険料を減額してもリスクはないと説明された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、60歳から年金を受け取ることができるとの説明はしておらず、申立人は70歳から年金を受け取る内容であることを理解して契約している。
- (2)募集人は、契約前に減額のリスクを最低限説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の無効は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約を含めて、募集人が申立人に示した保険商品は、募集人が一方的に決めたもので、申立人の意向を把握する姿勢を欠いたまま、募集行為を行っていたことが明らかである。
- (2)募集人は、60歳から年金を受け取ることができない商品であるため、いったん70歳から年金を受け取る内容で契約し、60歳の時点で他の年金保険に乗換えることを前提として勧めているが、契約を解約した場合の損失について、詳細な説明がなされたとは言えない。
- (3)契約申込書の一部を募集人が記載した可能性がある。